

山岡寛次町長に対する問責決議

町長の所信表明の中には、「役場庁舎移転事業については、移転候補地が決定次第、事業手法の比較検討を含めた基本計画の策定を行い、新庁舎の基本理念や整備方針を定めるとともに、より具体的な施設の規模や機能等を明らかにしてまいります」と明言されている。

平成２２年３月の予算審査特別委員会において、役場庁舎移転事業の予算の執行については、移転候補地が一本化されてからの執行であると町長執行部は明言している。

いずれも本会議・予算審査特別委員会の会議録に記されている。

ところが、平成２２年９月７日定例会の一般質問の答弁の中で「本会議が終わり次第、業務委託に着手する準備を始める。執行権は町長に与えられた権利である」などの発言があった。

この様な発言は矛盾極まりないものである。町民の意向や議会の意志を軽んじているとしか言えず、町政の最高責任者として民主主義の根底をくつがえすものであり、リーダーシップの欠如は今後の海田町政に大きな汚点を残すことになる。

よって山岡寛次町長に猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上決議する。

平成２２年９月８日

広島県海田町議会